



## 安堵町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

この制度は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に、その事実について本人へ通知するものです。また、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害に対し、抑止力を持たせる効果が期待できる制度です。

※第三者から事前登録者に係る住民票の写し等の請求があった場合に、交付の可否を事前登録者へ確認する制度ではありませんのでご注意ください。

### ☆注意事項

本人通知制度の対象者は本町の住民基本台帳に記載されている方（消除された住民票に記載されている方については消除されてから5年以内の方）及び本町の戸籍簿に記載されている方（除かれた戸籍に記載された方）です。ただし死亡された方、失踪宣告を受けられた方、現住所が海外の方は対象外となります。

本人通知制度の対象となる証明書は以下の証明書から選択していただくことが可能です。

- ・住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票及び戸籍の附票の写し
- ・戸籍の謄本又は抄本（磁気ディスクをもって調整されたものについてはその全部又は一部を証明した書類）、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本

本人通知制度での第三者とは、自己等の代理人、及び自己等以外のものです。なお、自己等とは住民票関係の場合は自己又は自己と同一の世帯に属するもの、戸籍関係の場合は自己、自己の配偶者、直系尊属又は直系卑属、自己の同籍者のことです。

以下の場合には本人通知制度の対象外となります。

- ・印鑑登録証明書を交付した場合
- ・本人以外からの請求であっても、住民票であれば同世帯の方からの請求、戸籍であれば配偶者、同籍者、直系親族からの請求であった場合
- ・国や地方公共団体からの請求であった場合
- ・訴訟、紛争の解決、債権回収、遺言書の作成その他本人に通知することにより第三者の権利行使又は密行性の妨げとなる場合

安堵町住民票の写し等交付通知書は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り交付するものです。事前登録者と同一世帯の住民票、戸籍簿に記載されるものであっても登録していなければ通知の対象とはなりませんのでご注意ください。

転出又は転居、戸籍届出等により、登録した内容に変更が生じた場合、又は事前登録を廃止する場合は、届出が必要です。お届けをされないと、通知書が届かなくなりますので、必ず変更届出を行ってください。

通知内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、その種別、通数及び交付請求者の種別となります。また、通知書の送付先は登録者（その法定代理人）の住所地になります。

お問合せ先

安堵町役場住民課

住民戸籍係

電話番号0743-57-1511